

令和7年9月18日

質 問 回 答 書

事業名	上田市役所広告付庁舎案内板設置事業	
No.	質 問 事 項	回 答
1	【「別紙 上田市本庁舎広告付庁舎案内板イメージ図」■コンテンツ②】に「広告タッチモニター」と記載がございますが、【「仕様書」6 広告枠（5）】には「モニター設備を利用してもよい」との記載のみとなっております。広告にモニター設備を利用する場合は、タッチ機能が無いモニターでも可との認識でよろしいでしょうか。	広告枠につきましては、モニター設備の利用及びタッチ機能の有無は任意となります。タッチ機能の無いモニターの設置も可能です。
2	【「実施要領」8 企画提案書の提出（4）提出書類記載留意事項 ア業務実績】実績が4件以上ある場合は、「様式第6号業務実績」を複数枚提出してもよろしいでしょうか。	「様式第6号 業務実績」につきましては、枚数の制限はございませんので、過去5年間の実績が4件以上の場合は、複数枚提出いただいても構いません。
3	【「実施要領」8 企画提案書の提出（3）提出書類④提案書】枚数の制限に含めない形で表紙を付けることは可能でしょうか。	提案する案内板の機能等、提案書を補足する内容又はプレゼンテーションの内容に関する事項についての記載はできないものとし、提案書の枚数制限に含めない形での表紙の添付は可能です。
4	【「実施要領」9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施（4）実施方法イ】「提出された企画提案書に基づいて行うものとし」とございますが、企画提案書とは【実施要領8 企画提案書の提出（3）提出書類】に記載されている①～⑥を指	【「実施要領」9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施（4）実施方法イ】における、企画提案書については、【「実施要領」8 企画提案書の提出（3）提出書類】内の、①～⑥を指します。各提出書類に基づいてプレゼンテーションを行っ

	す認識でよろしいでしょうか。	てください。
5	【「実施要領」 9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施（４）実施方法工】「必要な機材は参加事業者が準備すること」とございますが、パソコン画面を映すモニターや接続ケーブルも参加事業者の準備となりますでしょうか。	液晶モニター及び HDMI ケーブルにつきましては、市で準備したものをご利用いただけます。その他の機材につきましては、参加事業者が準備いただくようお願いいたします。
6	令和 7 年 8 月 5 日に権限を委任する代理人選任届を申請しております。そこで参加申込書の申請は委任先名でよろしいでしょうか。 また、委任状の様式がございましたら提供をお願いします。任意でよろしければ、弊社様式にて提出させていただきます。	参加申込書は参加事業者の名称で申請いただき、申込書下部の担当者等の欄に委任先の名称を記載していただくようお願いいたします。 また、委任状の様式につきましては、任意とさせていただきますので、参加申込書の添付書類として提出いただきますようお願いいたします。